

崩壊危機の農業を 救わないまま、 なぜ有事の「増産命令」 なのか？



鈴木宣弘

東京大学大学院 教授

すずき・のぶひろ／1958年三重県生まれ。東京大学農学部卒業後、農林水産省入省。農業総合研究所研究交流科長、九州大学教授などを経て、2006年より現職。食料安全保障推進財団理事長。専門は農業経済学、国際貿易論。『農業消滅 農政の失敗がまねく国家存亡の危機』（平凡社新書）、『協同組合と農業経済 共生システムの経済理論』（東京大学出版会）ほか著書多数。

生産資材の暴騰で倒産も相次ぐ日本の農業危機は深刻さを増している。それを改善するための抜本的な対策が出されないまま、有事には、作目転換も含めて、農家に増産命令を発する法整備をする方向性が示された。現状の農業の苦境を放置したら日本農業の存続さえ危ぶまれているのに、どうして有事の強制的増産の話だけが先行するのか。

■ 農業の崩壊リスクはますます加速している

我々は、日本の農業・農村の現状を冷静にデータで見つめる必要がある。

表1(次ページ)は2018年における東北地域の優良な集落営農組織の事例である。「優良」と言っても、すでに平均年齢が70歳に近く、後継者がいるのは、21軒中2軒だけだった。機械作業などを受け持つオペレーターの年収がせいぜい200万円程度でなかなか確保が難しいという集落営農が多いことも全国各地で聞いていた。このような状態で10年を経たら、全国農村の集落は存続できなくなるのではないかと当時から思われた。

それもそのはず、表2のように、農家の所得を時給(1時間あたり所得)に換算すると、2017年で、平均961円、やっと最低賃金を超える程度だった。

それから5～6年が経ち、肥料、飼料が2倍近く、燃料が4割高といった生産資材の暴騰が現在、農家を直撃している。直近のデータはまだないが、事態が、以前の想定以上に、急速に悪化していることは誰の目にも明らかだ。「10年後の崩壊リスク」が、もっともっと加速して、早まりつつある可能性がある。このような農村集落が全国的に激増している。

■ 有事の増産命令の前にやるべきことがある

海外からの食料や生産資材の調達が滞りつつある中、このような深刻な農業危機の高まりは、日本の農業と地域社会を崩壊させ、不測の事態に国民の命を守る安全保障の観点からも、容認できない事態である。

今こそ、農業経営が継続可能になるように、抜本的な支援策が打ち出されるべき、ぎりぎりのタイミングに来ていると思われる。確かに、食料安全保障の強化の重要性は、食料・農業・農村基本法の見直しにおいても言及はされている。

しかし、今進行しつつある農業危機を打開するための抜本的対策が採られる気配は未だに見えてこない。そのような中で、何と、有事になったら、花の農家に強制的にサツマイモを作付けさせるといった作目転換も含め、農家に強制的に増産を命令できるようにする法整備を進めることが表明された。

今、苦しんでいる農業の持続性をまず確保することなくして、有事の増産強制

表1 集落営農組織Aの構成員の状況(2018年)

構成員	年齢	就農状況	個別経営作目	後継者
A	68	○	さくらんぼ	無
B	71	○	大豆	無
C	64	○	大豆、枝豆、さくらんぼ	有
D	61	○	枝豆	無
E	71	×		無
F	75	○	枝豆	無
G	75	○	さくらんぼ、枝豆	無
H	69	○	さくらんぼ、枝豆	無
I	65	×	さくらんぼ	無
J	69	○	枝豆、さくらんぼ	無
K	66	○	枝豆	無
L	75	○	枝豆	無
M	70	○	枝豆	無
N	70	×		無
O	71	○	枝豆	無
P	75	○	枝豆	無
Q	62	×		無
R	65	×		無
S	63	○	枝豆	有
T	69	○	大豆	無
U	64	○	大豆、枝豆、アスパラガス	無
人数計	21名	16名		

表2 1時間あたり所得の比較

(円)

年	農畜産業	法定最低賃金	30人以上企業	女子非常勤 (10人以上企業)
1980	489	532	1,608	492
1990	654	515	2,293	712
2000	604	657	2,472	889
2010	665	730	1,983	979
2017	961	848	1,981	1,074

出所/『農業経済学 第5版』(荏開津典生・鈴木宣弘共著、岩波書店、2020年)

だけできるわけがない。疲弊して農家が潰れてしまったとしたら、誰がつくれるのか。このような増産命令が、現状の農業の苦境打開策より先に議論され始めたことは、通常の間感では理解できない。十分な説明が必要である。



日本農業を守るためには個々の農家の経営改善が欠かせない